

## 羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第4日）

議事日程 令和7年9月12日（金曜日）午前 9時30分 開 議

### 第 1 開 議

### 第 2 審査事項

- 1) 議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）のうち、  
総務文教常任委員会所管分
- 2) 議案第51号 羽生市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第52号 羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第54号 羽生市夜間照明施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第56号 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例

### 第 3 閉 会

#### 出席委員（7名）

田 口 さとる 委員（委員長）	小 林 誠 弥 委員（副委員長）
島 村 勉 委員	斎 藤 万紀子 委員
増 田 敏 雄 委員	野 中 一 城 委員
小野田 和 男 委員	

#### 欠席委員（なし）

#### 説明のため出席した者

栗 原 繁 総 務 部 長 佐 藤 康 夫 総 務 課 長

根 岸 紀 夫	市民生活課長	蓮 見 純 一	例規選挙係長
秋 山 正 代	課長補佐兼 市民係長		
島 村 信 久	企画財務部長	杉 山 浩 二	企画課長
佐 藤 将 史	財政課長	関 口 祐 也	情報政策係長
高 橋 あ い	課長補佐兼 財政係長		
福 地 光 宏	経済環境部長	野 口 武 士	環境課長
武 村 雅 子	環境保全係長		
高 野 達	学校教育部長	米 花 竜 二	教育総務課長
新 井 和 典	生涯学習部長	渡 邊 泰 弘	生涯学習課長

事務局出席者

中 村 憲 人 書 記

午前 9時30分 開 議

○田口さとる委員長 おはようございます。

それでは、4日目の総務文教委員会、ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会付託部分を議題といたします。

教育総務課所管部分について、教育総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課長の米花でございます。よろしくお願いいたします。

同席している職員につきまして、教育総務課総務係長の平川でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）、第10款教育費について説明いたします。

別冊6、令和7年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の9ページ目でございます。

小学校施設建設事業、羽生東小学校普通教室扉設置工事請負費695万円についてです。

まず、これまでの経緯について申し上げます。

羽生東小学校は、開校時におきまして、校舎内に学童保育室を設置しております。入学時健康診断実施後等、児童数の精査をしましたところ、教室数が不足する見込みとなりました。そこで、1号館2階にありました多目的室を間仕切りすることで、普通教室2教室分を設置する工事を行なっております。多目的教室には前後に出入り口がありましたが、その真ん中で間仕切りをしたことから、一方の教室には前方1か所のみ、もう一方の教室には後方1か所のみ出入口しかない状態となりました。このことにつきましては、工事より前、事前に校長、教頭立会いの下、説明を行い了解を得ておりましたが、その際、学校運営上支障が出た場合は改めて協議をするということとしておりました。

令和7年4月に羽生東小学校が開校し、1学期の間、学校運営を行いました。このたび学校側から、児童の安全確保や生活環境上などの学校運営上支障があるという申出がありましたことから、出入口を2か所とするため、新たに扉を設置しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、教室の廊下側のパーティション約3メートルを撤去しまして、新たに引き違いの扉の設置を行うものとなります。なお、有効開口部は80センチ以上確保する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 これ木造の建物かな、3メートルぐらいの間仕切りを撤去して扉をつけるのには、ちょっと高いような気がするんだけど、金額的にね。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 既存の教室と廊下の間にあるパーティションは、アルミの枠でくくっておるところでございます。今回、そのアルミの枠を3メートル分、パネルでいうと2パネル分になるんですけども、そこを撤去しまして、扉の部分と隙間になってしまう部分は、今度はスチール製の枠を造りまして壁を設置するという工事になっております。

金額につきましては、イメージ的にやはり、一般的なイメージからするとちょっと高いかなというところはあるかなと思います。今回、積算に当たりましては、参考見積りとして複数の事業者から徴取しまして積算を行っております。直接工事費については、約400万円弱かかるということですので、公共工事にしますと、これに仮設工事費ですとか諸経費が入ってきますので、金額としては妥当ではないかというところで考えているところでございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 役所の仕事はそういうのは妥当なのかもしれないけれども、例えば一般住宅でも、建て売りでも2,000万ぐらいで土地から家からできちゃうような感覚を持っていると、どうしても3メートルぐらいの扉撤去と据付けにしてはと思ったんです。

けれどもね。そういう監理をしっかりとしてほしいと思うんですよ、設計監理というかね。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 設計に当たりましては、参考見積書を取った上で、やはり内容については精査をしまして、無駄がないようにということで設計をさせていただき、また、今回、指名競争入札での決定でございますので、そういったところでも競争性も確保しながら適切に進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

小野田委員。

○小野田和男委員 今、説明の中で、有効開口部80センチと言いましたけれども、80というのはイメージが湧かない、非常に狭い。あそこの出入口の扉というのは、あれ2メートルぐらいあるのかな。80センチしか開かないんじゃ、それはあまり有効じゃないような気がする。もうちょっと大きいほうがいいよね。

〔「引き戸だ、引き戸」と呼ぶ者あり〕

○小野田和男委員 引き戸で80といたって。

〔「自分のうちもそう」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 じゃ、説明してもらいましょう。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回、引き違い戸とって、左右がらと開けられるような扉になっております。引き違い戸部分の全部の幅は1.85メートル取るということで、それをがらと開けて通行できる部分の幅が80センチを確保するということになります。これは、羽生東小学校にあるほかの教室も約80から81センチ、通れるような幅になっておりますので、それと同じだけの幅を取るという工事の内容になっております。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 ほかの教室と同じだと言うけれども、俺はイメージが、羽生北小学校へ行ってみると、あそこは1つの教室、廊下との間の間仕切りというのはないに等しいぐらいの大きな造りになっている。あれ新しいせいもあるんだけれども、今聞いている話だと、2つの教室を1つにして、そのパーティションのところの間仕切りや引き戸で80センチだよということなんですか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 現在、1つ大きい多目的室という教室を真ん中で間仕切りをしましたので、教室が1個、2個ある状態ですね。これの1つの教室には、まだ扉が1個しか今ない状態ですので、この間仕切りしたところにもう一個出入口をつけたいという内容になります。この間仕切り自体をいじるわけではなくて、廊下側との出入口を確保するということになります。

[発言する者あり]

○小野田和男委員 ちょっと狭いなというイメージがあったものでね、北小学校を思い出したのだからね。あそこは結構、いざというときにはぱっと逃げられるんだよ。よくできているんだよ。古いからだね。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 先ほどから値段が高いような感じがするだの、例えば全国的に同じような工事物件というのは発生していると思って、当然お調べになったと思うんですけども、その辺を参考にしているということが1点と、先ほど小野田さんが言ったように、例えば今オープンスペースで、廊下の壁を全部取っ払っちゃっただけだったら、もっと安く済んだのかなとか、いろんな考え方があると思うんですけども、その2点よろしくをお願いします。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 まず、1点目のところですが、教室の設置で後から扉を工事するという事例がなかなか見つからないという状態ですので、今回は事業者のほうでの参考見積りでの内容で確認をしているという状況でございます。

壁につきましては、先ほど小野田委員からもご指摘ありましたとおり、羽生北小学校の1号館については、廊下側との壁がないというオープンスペースでの状態になっております。今の羽生東小学校は、ほかのところの教室は全て壁が設置してあるということですので、今回の2教室だけの壁を取っ払ってしまうというのは、ちょっと学校の中での一貫性ですとか学校運営上、この教室と別の教室でやり方が変わるといのは、なかなか先生方も対応が困難になりますので、同じような形での整備というふうにさせていただいたところでございます。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 前、説明があったのかもしれないんですけども、再度確認なんですけれども、大規模改修工事のときに、そもそもパーティションで教室を区切って造ったときに、そもそもなぜ扉を造っておかなかったのかというところをちょっと確認させてもらってよろしいですか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 まず、羽生東小学校開校時において、当初は教室が不足するということはまず想定をしていなかったと思っています。その中で、まず最初に学童保育室が校舎内に入ることになりまして、そこで2教室分、空き教室の予定を失うことになりました。大規模改造工事は令和6年度当初からずっと進めている内容になりますが、令和6年10月に入学時健康診断等で新生児、令和7年度開校時の児童数がどれぐらいになるかというのが、そこでだんだん把握してこれるという状態になってきます。

また、特別支援教室等もありますので、その段階で大体教室が幾つ必要だ、それによって足りなくなる可能性があるというのが分かったのが、工事が既に進んでいた令和6年10月ぐらいということになります。そこからすぐに検討を始めまして、2階にありました大きい多目的室を2つに割って教室を設置することになりましたので、2つに割るという工事は、大規模改造工事の中ではそもそも含まれていなかった工事でございます。これは令和6年12月の補正予算で計上されまして、パーティションの工事をすぐ実施したというところでございます。経緯としてはそのような感じでございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 パーティションを造る工事をやるのも変更で出してというふうに、そのときに、パーティションで区切る、それと扉というふうにしなかった理由というのはなぜなのかというのを、ちょっと教えてもらってよろしいですか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 パーティションで区切ることで入り口が1か所になってしまうということになりますので、扉の設置についても当時検討は一緒にさせていただいたんですが、1点目は、当時工事を実施していた業者のほうで、どれぐらいで工事できます

かというふうに確認したところ、物品をこれから発注して納品になるときに、開校までに間に合わない可能性があるというようなお話があったというのがまず1点です。その上で学校のほうに了解を得て、それについては理解をいただいております。

あとは、経費がやはり、今回695万円という予算で補正を出させていただいておりますが、当時も少なくとも500万円はかかるというようなお話でお伺いしていましたので、パーティションをつける工事と扉を設置する工事の1,000万円以上の補正予算を当時組むことになりましたので、ちょっと経費の面でも当時は厳しいのではないかとということで、総合的に勘案して、扉については開校時は1か所のままで、学校運営をしていく中でやはり支障があったら協議していきましょうということで、そのときは判断したということでございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 運営上支障が出たらということだったんですけれども、私のイメージでいくと、必ず教室って前と後ろに扉があって、それで、何で2つ扉があるのかなというのを私なりにちょっとイメージしてみると、例えば避難訓練のときとかも、前と後ろから生徒がぱっと出てという、1つだとやっぱり1つに集中しちゃうから、そこでスムーズに教室から逃げられないとか、だから、前後で分かれて、はい、逃げてくださいとかというのは、自分の子どもときの記憶なんですけれども、前と後ろから一斉に出たりとか、あとは、やっぱりいろんなニュースとか見ていると、不審者とかそういった人が教室に入ってきた、例えば、2つあれば前から入ってきたら後ろから逃げられるとか、そういうふうに対応がいろいろとできる、それって安全面のために前と後ろに造ってあるのかなという、私なりの解釈でずっといたんですね。

それがそもそも1つだと、さっき言った何かあったときに、例えば火事が起きました、避難してくださいといったときに、1つに集中する。それってもちろん逃げる時間が遅くなったりというのもあるし、不審者が入ってきたときには、もうその扉をやられたら逃げ道が、窓があるけれども、2階とか3階になっちゃうと、なかなかそういった部分で逃げ道が確保できないとかという安全面で、もうそもそも何か規定で決まっているのかなというふうに思っていたんですけれども、そういうわけではなく、その扉のそもそも規定というのはなかったんですかね。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教室を2つに割る工事のときに、法令のほうは確認させていた

だいて、法令上に何か問題があるということはないということで確認をしております。

やはり安全上というご指摘ですので、それは確かに想定はされた内容ではあるんですが、当時の判断では、やはり開校時にきちんと子どもたちが学べる環境を整備する、それを第一優先として進めていったというところがございます。

○小林誠弥委員 分かりました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 このスケジュールが年内工事完了予定となっているんですが、具体的にいつ頃、つまり、子どもたちへの授業の影響とかどうなんでしょうか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回の扉を設置する工事については、連続する4日、もしくは5日間ぐらい見てほしいということで、業者からは聞いています。現在想定しているのは、冬休みに入ってからすぐに工事を開始、子どもたちがいない間に工事をしまして、3学期には扉がついた状態でできるように進めたいと考えておりますが、やはり扉のものが特注品ということで、発注してからの製作ということになりますので、その納品によっては、ちょっと時期はずれてしまう可能性は残されているということでございます。予定では、冬休み中にどうにか工事をやりたいと考えております。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 冬休みに終わればそれが何よりだと思えるんですけども、もし納品の時期に遅れた場合だと、例えば土日になったりだとか放課後になったりだとか、授業中というのではないとは思いますが、どのように考えているんでしょうか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 土日を利用して頑張って工事がもし終わるということであれば、そのようにお願いしていきたいと思えます。どうしてもそれでは難しいということであれば、当然子どもたちがいるときには工事の音がしますので、できませんので、帰った後、放課後の時間を使って少し期間を取って工事を進めていくことになるのかなというふうに想定しています。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 その場合、どうしても工事が途中になるわけで、その期間、子どもたちは学校生活を過ごすわけですけども、そのときには安全面で特に問題とかはないん

でしょうか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 工事に必要な部品等については、もしそうなった場合ですけれども、その都度片づけをしてもらって、その部分については、想定ですが、例えばブルーシート等で養生していただいて、この部分は工事中なので近づかないでくださいということで、先生方、子どもたちに理解を求めていければと考えております。

○斎藤万紀子委員 了解しました。よろしく申し上げます。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 ちょっと今頭に浮かんだことで、適切かどうか分からないですけれども、これ扉とは離れていますよね、新しく造る、これ離れていますよね。真ん中にパーティション。そこ大きいのを真ん中に、2つの教室の真ん中に1つの戸をつけて、3枚分で、真ん中に両方からこうやって入って、1つの枠で、別々じゃなくて、1つのパーティションのところに、真ん中のところに両方から入れて、真ん中に収納があって両方からこう入って、そうしたら、予算的にはそっちのほうが安上がりかなというのは、今ちょっと教室を見ていて、これ別々じゃなくて一体化して、パーティションを真ん中にして両方からこうやって入れて、3列で。そのほうが安上がりなんじゃないかな、何となく分かりますかね。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 パーティションを真ん中にして両方の教室にまたぐように開口部を造って、扉を設置するということですが、今私が想定している範囲ですけれども、そうすると1つの扉の幅が非常に多分大きくなってしまいます。これ規格品であるかどうかというところがまず必ず出てきます。今、1.85メートルの開口部で、その扉の大きさについては、一般的に規格品としてあると思うんですが、それが2倍の大きさ、約3メートル20センチのところを補うだけの引き違い戸にするというのがまず1点と、1つの教室で開け閉めしている状態が隣の教室には及ばないようにしなければいけないというのがありますので、そうすると、やはり出入口は1つの教室に1個ずつ別に造っておいたほうが、恐らく学校運営上は支障がないのかなというふうに思われます。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 逆に高くなる可能性のほうが高いわけですか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 実際の見積り等を取っているわけではないんですが、やはりそこまで長い引き違い戸というのはあまりないですので、あったとしても、やはり金額的に同じか、もしかするとそれより高くなってしまう可能性も否定はできないかなということだと思います。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 またちょっと今浮かんだんですけれども、実際の体験で、手子林小学校のときなんですけれども、両側から入る入り口があって、真ん中のパーティションのところにドアというか、2つの教室をつなぐドアがあった教室があったんですよ。教室があって両側から入る、それしかない。両側しか入る入り口はない。その代わり、パーティションの真ん中の仕切りに、両方の教室を行ったり来たりする教室があったんです。その部屋で過ごした経験、今ぽっと浮かんだんですけれども、こういうことが可能性としてはできるんでしょうか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回、教室を区切った間仕切りの部分に扉を設置することは、技術的には可能、それはできると思います。今回、学校側から学校運営上支障があるというのは、休み時間や給食時間のときに、教室で1か所しかないところで、入る児童、出ていく児童が重なってしまうので、ちょっと危ないということで聞いております。真ん中で扉を設置した場合、隣の教室を介さないの外に出られませんから、こちらのところでももしかすると授業が終わったけれども、まだこっちのときに授業はやっているとなった場合に、ここの扉が使えませんが、そうすると、学校から申し出ている学校運営上支障があるということの解決に、直接的にはちょっとつながらないかなという懸念がございます。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 体験的な形でやっていましたから、それも合法かなということで感じたので。

○田口さとる委員長 よろしいでしょうか。

○増田敏雄委員 はい。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいです

か。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前 9時55分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号、財政課所管部分について、初めに歳出について、財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

財政課課長補佐兼財政係長の高橋でございます。

○高橋あい課長補佐兼財政係長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第50号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）のうち、財政課所管部分につきましてご説明させていただきます。

歳出につきましてご説明いたします。

別冊6、補正予算書の8ページになります。

事業名、財産管理一般経費、テレビ受信料220万5,000円につきましては、公用車のカーナビにおけるNHK受信料の未払い25台分について、過年度分205万1,000円及び令和7年度分15万4,000円の受信料を予算計上したものでございます。

次に、事業名、基金積立事業、公共施設修繕引当基金元金積立金5,000万円、こちらにつきましては、令和6年度の実質収支額21億3,918万円を踏まえ、今後の公共施設の修繕に備えるため積み立てるものとなります。

なお、積立後の基金の残高は5億3,940万円となります。

次に、事業名、財政調整基金積立事業、財政調整基金元金積立金7億5,000万円、こちらにつきましては、公共施設修繕引当基金同様に、令和6年度の実質収支額を踏まえ、今後の財源の不足を生じたときに備えるため積み立てるものとなります。

なお、積立後の基金残高は17億8,270万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 NHKの話なんですけれども、これは羽生だけのことじゃなく言っているんだけど、この過年度分というの、羽生市がどうのこうのじゃないんだけど、過年度分を払うというようにいきさつというか、何でそういうふうにならなるといふような、もっと早く、これはNHKがやるんだ。だから、それを受け入れるということが納得がなかなか簡単にはいかない。これからの分は払うのは決まって、そういう問題というのであればいいけれども。どんな考えですか。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、過年度分を支払わなければいけないという前提として、放送法という法律がございます。その放送法という法律の中で、受信契約を結ばなければいけないというのがございます。そうすると、NHKと受信契約を結ばなければいけないという前提になってきて、今度、NHKと各自治体なり個人なりの契約の内容になるんですけれども、契約の中で、時効がありません。今の仕組みとしては。遡って払わなければいけないという形になってしまっているところから、各自治体、言い方は悪いんですけれども、払わざるを得ないというような仕組みとなっております。

その上で、法律を遵守しなければいけない自治体の立場で、もっと早くそちらについて気づかなければいけなかったというのはあったのかなというところで、それに関しては大変申し訳ありませんでした。反省しているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、言えば、NHKと政府自体が一体化しているというか、つながっているというか、そういうことなんだよね。だけれども、羽生市じゃないほかのどこか、九州かどこかだっけな、払わないとかというように、やっぱりどこでもそういう考

えを持つのが普通だと思うんですね。あとは、普通の受信の場合も、今盛んに宣伝しているよね、何に申し込んでくださいというんだっけ、何だっけ、NHKの受信料というけれども、払わなければ払わないで今まで済んでいた人もいっぱいいるわけだよね。それを放っておいてということは、放ってはいないんだと思うんだけど、そういう形。

だから、行政が、国が言っているからみたいな、払わなくちゃいけないような形に、さっき言ったようにNHKと国が組んじゃっているというところがあるからだと思うし、NHKの金を国がまた出すようなという考えもあるわけだから、今まで運営上の。その辺はあまり何というかな。だから、金の問題、払っちゃ駄目だと思うんだけど、個人的な意見じゃ駄目だけれども、どっちみちね。みんなそういうふうに思っていると思うんですけども。

○田口さとる委員長 企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 いろいろご心配いただいてありがとうございます。

本来であれば、行政の立場で放送法64条をちゃんと理解をして、カーナビゲーションシステムにテレビチューナーがついているのであれば、その購入した段階で契約を結ぶべきだったというところは、本当に反省をしなければいけないところだと思っております。

○島村 勉委員 それはNHKがもっと早く言うべきだよな。

○島村信久企画財務部長 ありがとうございます。言っていただければ気づけた部分もあるんですけども、ただ、それを行政の立場として気づかなかったということは、やはり反省しなくちゃいけないとは思っております。そのような形で川田議員からいただいた一般質問でも答弁させていただいたところでございます。やはりいろいろご心配いただいて、市側の立場でいろいろご発言いただいてありがたいんですが、やはり法令を遵守する立場としては、現行法に基づいて支払うべきだと考えております。

現在、議案質疑でもお答えさせていただきましたが、全国知事会、全国市長会でも、このNHKの地方公共団体等の公用車などにおけるNHKの受信料の未払いについては問題になっているということも、さきの報道等で我々も押さえてはいるんです。ただ、今から国が法改正に動いたとしても、多分放送法が変わるのは1年後、2年後の話になると思いますので、やはり現行法に基づいて支払うべきだと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 すみません、2つの積立金額の根拠を教えてください。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、考え方としまして、積立額を幾らにするかという総計から考えております。今回、やっぱり一番大きかったのが、令和6年度の決算、そこで出た翌年度への繰越額が約21億円でございました。21億円のうち幾らを積めるかというところの中で、今回の考え方として8億円までは積めるだろうというふうに踏んで、8億円はまず総額として出したものでございます。その8億円を、じゃ7億5,000万円と5,000万円に分けたという考え方でございます。

まず、逆に重視しているのは財政調整基金でございます。財政調整基金につきましては、令和7年度当初予算で6億1,000万円取崩しのほうをしているので、当初予算へ積めるときにはなるべく積んでおきたいというのがございまして、7億5,000万円積みました。残り5,000万円につきましては、前年同額でございますが、公共施設修繕引当基金に積立したものでございます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりさせていただきます。

田口委員。

○田口さとる委員 島村委員に続き、ちょっとNHK関係のことなんですけれども、令和7年度分として25台分、15万円というお話があったと思います。ざっと計算すると大体1台6,000円、車についているNHKの値段というのは1台500円という、月500円という計算、考え方でよろしいのですかという確認が1点と、もちろん今後どうするのかというところも問題になってくると思うんですが、もちろんご指摘あったと思うんですけれども、ちょうど今、何か電気自動車とかいろいろ入替えしているじゃないですか。ナビつきのやつを注文することが多いと思うんですけれども、じゃ、もうこんなことがあるんだったらテレビチューナー要らないよということで、新車購入のナビつける際にテレビを外す契約というのがそもそもできるのか、そういうことを考えているのかという点が1点。

あと、僕も確かにテレビチューナーのついた車とか乗りますけれども、見る機会全く

と言っているくらいなくて、あるとしたら、本当家族乗せて遠出するときに気が向いたらチャンネル回すぐらいで、ほぼほぼ災害時にも見ることはないんじゃないかと、ラジオが聞ければいいんじゃないかと。実際、3.11のときはラジオとかを中心に聞いていたんで、情報を得ていたんで、ナビのほうはやっぱりテレビ要らないんじゃないかなというのが本当正直なところですよ。

だから、さっきの話とつながるんですけども、チューナーつきのやつを注文しない方向にしていくのかどうか、それが可能なのかということをお聞きします。お願いします。

○小林誠弥副委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、1点目の金額の部分につきましては、田口委員さんおっしゃるとおりでございます。

年額につきましては、6,138円で計算のほうをしております。こちらにつきましては、契約の中で、テレビが2台目以降につきましては半額という形になっておりまして、カーナビの部分につきましては、2台目以降計算という形で割引をした結果、年額当たり6,138円という形になりまして、月で割っていくと500円ちょっとという形になります。

2点目に、今後どのような形で公用車のナビとか受信のところを考えていくかというところでございますが、基本的には、今後新しく導入する車につきましては、原則チューナーつきのナビはつけないということからスタートしてまいります。

ただ、一方で、例えば長距離、県庁出張するとか都内へ出張するとかといった車につきましては、やっぱりナビを必要とする車がございまして、そういったようなナビを必要とする車につきましては、テレビのチューナーレスのナビがございまして、チューナーレスのナビを選んでつけるような形で今後以降は考えていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとの委員 じゃ、確認です。

近場を動かす今回入れている軽バンの電動自動車のなやつには、基本的にはナビをつけない方針で導入していく、今後もそういう流れでいくという理解でよろしいですか。確認です。お願いします。

○小林誠弥副委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 委員さんおっしゃるとおりでございます。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

以上です。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、引き続き、歳入及び第4条地方債の補正を併せて財政課長より説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 歳入につきましてご説明させていただきます。

こちら、補正予算書の6ページになります。

初めに、第10款地方交付税、普通交付税マイナス1億1,422万8,000円の減額、こちらにつきましては、本年7月に国の普通交付税の額の決定を受けて減額するものでございます。減額となった主な要因になりますが、普通交付税の算定において、基準財政収入額における令和7年度自然収入の決定額が想定より大きかったことと捉えております。

次に、第19款繰越金11億1,761万7,000円は、前年度決算において生じた繰越金を特定財源充当差額分として繰り入れるものでございます。

次に、第21款市債マイナス1億920万円の減額につきましては、令和6年度実質収支額を踏まえ、将来の財政負担の増加を抑制することを目的に、令和7年度当初予算に盛り込んでおりました斎場施設整備事業債外9件について、それぞれ減額するものです。どの市債も地方交付税措置がなく、公的資金の活用が見込めない市単独事業を対象にした市債であり、財源につきましては、前年度繰越金を活用し減額を行うものとなります。

続きまして、5ページに移動させていただきます。

第4表地方債補正につきましてご説明させていただきます。

地方債補正につきましては、先ほどご説明させていただきました市債の歳入補正と同

様の理由により、廃止を行うものでございます。

ページ左上、斎場施設整備事業240万円からページの左下の公民館施設整備工事事業380万円まで、計10事業、1億920万円を減額し廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。よろしいですかね。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時19分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号、市民生活課所管部分について、市民生活課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 市民生活課長の根岸です。どうぞよろしくお願いたします。

同席しております職員を紹介します。

市民生活課課長補佐兼市民係長の秋山です。

○秋山正代課長補佐兼市民係長 秋山です。よろしくお願いたします。

○根岸紀夫市民生活課長 それでは、着座にて説明したいと思います。

議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書についてご説明いたします。

別冊6、4ページをご覧ください。

上から2番目、市民生活課窓口業務委託についてご説明いたします。

市民生活課の窓口業務につきましては、平成26年度に業務委託を開始し、今年度で12年目、第4期の委託期間が終了いたします。このため、今後も窓口業務委託を継続するに当たり、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

委託の内容は、窓口申請受付業務、証明書請求受付、交付、住民記録システムの入力、

パスポート申請、交付、自動車臨時運行業務、マイナンバーカード関連業務などとなっております。また、税務課所管分の証明書の受付・交付業務も行なっております。

委託期間につきましては、令和8年度から令和10年度までの3年間、限度額につきましては、3年間で8,619万6,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 前回の3年間、令和4年度の補正ですと、限度額が6,872万4,000円だったわけで、約1,800万円程度、限度額が向上したわけですが、こちらの理由についてお聞かせください。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 金額の増額の理由なんですけれども、最大の理由は、従業員、人員を前回と比較いたしまして1人増加をしております。1人増加した主な理由なんです、こちらマイナンバーカードの更新業務が前回と比べてかなり大きくなりますので、そこで1人増加したものでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 それでは、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時25分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号 羽生市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、こんにちは。総務課、佐藤でございます。

同席する職員をご紹介します。

同席する職員は、例規選挙係長の蓮見でございます。

○蓮見純一例規選挙係長 蓮見です。よろしくお願いいたします。

○佐藤康夫総務課長 よろしく申し上げます。

着座で説明させていただきます。

それでは、タブレット端末に表示しました議案第51号 羽生市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をご覧いただき、こちらにより説明をさせていただきます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に関する公営限度額が改定されたことを受けまして、現在、羽生市の条例で引用しておりますこれら2つの限度額を同様に改め、併せて軽微な文言整理を行いたく、案文のとおり改正しようとするものでございます。

具体的には、最近の物価変動の影響を鑑みまして、市長及び市議会議員が行う選挙運動で公営が認められておりますビラについては、1枚当たり7円73銭から8円38銭に、また、ポスターについては、1枚当たり541円31銭から586円88銭に改めようとするものでございます。

こちらは、3年に一度、参議院議員通常選挙が行われる年に基準を見直すことが定例とされている中での改正でございます。実際、前回の政令改正は令和4年度に行われており、その際も同じく本条例を改正した経緯がございます。今回はそれに続く3年ぶりの条例改正となります。

以上で説明を終わります。ご審査よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小野田委員。

○小野田和男委員 この引上げの幅、金額というのは、条例か何か規則、法令に基づいて上げているわけ。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 こちらは、公職選挙法施行令に基づいて上げております。同基準にさせていただきます。

以上です。

○小野田和男委員 分かりました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

いいですか。

○小林誠弥副委員長 それでは、暫時、委員長の座をお預かりさせていただきます。

田口委員。

○田口さとる委員 やはり、その金額についてなんですけれども、法令で一律なのは分かるんですけれども、あまり地域差とか県による最低時給云々とか、そういったものというのは全く考慮されないものなのではないかという点がまず1つと、説明にあったとおり、3年に一度、参議院選の際に見直しが見られるということでした。予算計上のときには間に合わなくて、やっぱりこの時期の補正になるものが通例化していくということでの理解でよろしいのかという点をちょっとお聞きいたします。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 まず、1つ目は、金額の算定根拠と申しますか、考慮されないのかというところなんですけれども、こちら明確な金額の算定根拠が出ているわけではないんですけれども、国の委員会の議事録等を見ますと、消費者物価指数、こちらに準じて行なっていると。今回の金額については、物価上昇率8.42%を基に算定していると

ということで、これは国からすれば施行令ですけれども、その施行令を変える基準が物価指数に基づいて変わっている、全国的な物価指数に基づいて変わっているということで、その基準に私ども羽生市としても独自に合わせると、全国的な基準に合わせるということでの趣旨でございます。

もう一つの時期でございます。今回、公職選挙法施行令の改正、公布、施行の時期が令和7年6月4日付で行われました。すみません、6月議会はもう既に今年、羽生市では開会をしておりましたので、当初の議案としては間に合いませんでした。追加議案ということも当然できるんですけれども、こちらの条例というのは、あくまで市長選挙、市議選、私ども地方自治の選挙のものでございますので、追加議案ではなくて委員会付託をして丁寧にやるべきという考えの下、今回、9月議会で上程させていただいたものでございます。この条例が公布、施行された後に行われる市長選挙、市議選に適用されるものでございます。

以上です。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。討論ございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号 羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

企画課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

企画課長。

○杉山浩二企画課長 企画課長の杉山でございます。

同席する職員を紹介いたします。

企画課情報政策係長の関口でございます。

○関口祐也情報政策係長 関口です。よろしくお願いいたします。

○杉山浩二企画課長 よろしくお願ひいたします。

では、恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第52号 羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

タブレット画面、議案第52号をご覧ください。

本案は、国が示す標準準拠システムへの移行の中で、住登外者宛名番号管理機能が実装されることに伴いまして、本市で規定している個人番号の利用事務や特定個人情報の提供事務において、本機能を使用することができるよう、あらかじめ規定しておく必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

改正のポイントとしましては、大きく3点ございます。

まず、1点目でございますが、1点目は別表第1でございます。

個人番号は、法律によりその利用範囲が限定されていますが、条例に規定することで、必要な限度で独自に利用することが可能となります。別表第1は、本市における個人番号の独自利用事務を規定している表でございます。こちらに住登外者宛名番号管理機能

による住登外者の情報を管理する事務を新たに追加いたします。

続いて、2点目でございます。2点目は別表第2でございます。

別表第2は、本市において、特定個人情報を利用することができる事務等を規定している表でございます。この別表第2に掲げる事務を処理するために利用することができる特定個人情報として、住登外者宛名情報を追加いたします。各項目にこのように住登外者宛名情報というものが加わる形となります。

続いて、3点目でございます。3点目は別表第3でございます。

別表第3は、特定個人情報を提供することができる事務等を規定している表であります。こちらに住登外者宛名情報管理機能による住登外者の情報を管理する事務を追加するとともに、提供できる特定個人情報として、住登外者宛名情報を追加いたします。該当部分がこちらの四角の枠の部分でございます。これによりまして、教育委員会部局の照会に応じて、市長部局が特定個人情報である住登外者宛名情報を提供できるようにいたします。

併せまして、条例第4条の個人情報の利用の範囲でございます。こちら法律で個人番号の利用等が認められている事務、いわゆる法定事務におきましても、住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報を利用できるようにするために、新しく規定をするものでございます。該当部分としましては、この赤枠の部分となりますけれども、こちらに新たに規定を追加するものでございます。

そのほかの改正箇所としましては、第1条及び第5条におきまして、法律の根拠条項を改めるものになります。

また、第4条第5号で、本条例における参照条項を改めるものでございます。該当部分としましては、第2項の規定によるという部分を改正するものでございます。

また、参考資料4番で、羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、条例の改正に併せまして必要な改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 この住登外、住民登録基本台帳登録外という人という、あまりよく分からないんだけど、されていない者でも、これどういう人、届出をしていないという人という意味なんだけど。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 こちらの住登外者の方なんですけれども、羽生市に住民票を置いていないけれども、羽生市で指定の行政サービスをする必要がある方、そういった方を対象としております。

例えば、固定資産税など、市外に住んでいるけれども羽生市に資産を持っている方、こういった方には事務として通知などを出さなければいけませんので、住登外者として登録をするものでございます。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 意味は分かった。

例えば土地を持っていたりして、放置でも税金は納めているかもしれないし、そういう人ね、税収がなくて羽生市に、住民票がないという人か。それかなりいるでしょう。どのぐらいいる。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 現在、住登外者というのが、システム上重複してしまうところがございます、正確な人数の把握はできていないんですけれども、件数としましては、延べ件数で4万5,000件ほどございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、例えばここの土地がそうだったり、こっちの土地とか、あっちに家があったりしてというので、同じ人がいる。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 同じ業務であれば1つの名前で登録はできるんですけれども、その方が例えば違う業務でも必要になった場合には、重複登録されているという形になっておまして、それが過去から積み重なっておりますので、件数としてはちょっと多くなっているということがございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 すごい数だよ、4万幾らといたらね。あまりよく分からない。分か

りました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 内容的な部分じゃないんですけれども、この住登外者というのがちょっとあまり聞き慣れなくて、何か省略している言葉になっているんですかね。

〔「書いてあるよ、ほら」と呼ぶ者あり〕

○小林誠弥委員 ありますか。それが見当たらなかったんで、正式名称なのか、省略されてこうなのかと。

〔「住民登録基本登録台帳に載っていない者とかと書いてある。赤い枠の中に書いてあるよ」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 こちらの住登外者という言葉は、特に略称ではなく、そのまま住登外者という言葉で定められているものでございます。

以上です。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。特に討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時58分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号 羽生市夜間照明施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

生涯学習課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 改めまして、おはようございます。生涯学習課長の渡邊です。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第54号 羽生市夜間照明施設の使用に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

現在、羽生市内8地区にごございます9つの地区グラウンドの夜間照明施設につきましては、令和7年度及び令和8年度におきまして計画的に撤去及び新設を行うこととしております。

まず初めに、第1条につきましては、令和7年度下半期中に岩瀬、須影、手子林、三田ヶ谷地区の夜間照明器具、こちらは水銀灯とそれを乗せる架台等の撤去を行います。その後、岩瀬、三田ヶ谷地区の夜間照明施設につきましては、一時的には使用不可とはなりますが、令和8年度上半期中にLED照明器具を新設することから、条例上は廃止とせず暫時休止扱いとし、須影、手子林地区の夜間照明施設について廃止とするものです。また、村君地区の夜間照明施設につきましては、村君小学校跡地利活用の対象物件となっておりますことから、撤去は行いませんが、廃止とするものでございます。

なお、岩瀬、須影、手子林、三田ヶ谷、村君地区グラウンドの夜間照明の利用につきましては、令和7年9月30日までといたします。また、令和8年度上半期に新設する岩瀬、三田ヶ谷地区グラウンド夜間照明施設につきましては、令和8年10月1日の使用開始を予定としております。

次に、第2条につきましては、令和8年度下半期中に上新郷、下新郷、川俣、井泉地区グラウンドの夜間照明施設の撤去を行うことから、今回条例で廃止とするものでござ

います。その際、令和7年度下半期に照明施設のみを撤去しておりますので、須影、手子林地区南部の電柱につきましても同時に撤去を行う予定としております。

なお、夜間照明の利用につきましては、令和8年9月30日までとさせていただきます。

以上の理由から本条例の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○小林誠弥副委員長 それでは、暫時、委員長の座をお預かりさせていただきます。

田口委員。

○田口さとる委員 すみません、私の一般質問から端を発したのかなとはちょっと思ったりはしているんですけども、実際、これで廃止とか地区のグラウンドで使えなくなるよということの周知もされてはいるとは思うんですけども、その後、例えば撤去に当たって何か苦情とか、何か廃止させないでくれみたいな、そういった要望とかというのは、そちらのほうに上がってきたりはしているのでしょうか、お尋ねします。

○小林誠弥副委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 特段、苦情等はございません。令和7年度の岩瀬、三田ケ谷、須影、手子林地区グラウンドの夜間照明の利用につきましては、先ほど申し上げましたが、9月30日までとさせていただきます。各公民館の掲示板でのお知らせや、また利用申請時、電話などで利用をしている団体等へは周知をしていきたいというふうに思います。

その結果を受けまして、既に岩瀬地区などで活動しておりましたグループなどは、川俣や新郷地区の夜間照明グラウンドも今使用しているというところでございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 周知はされたということで、その後、例えば利用の状況に大きな目に見える変化とかあったんでしょうか。例えば先ほど説明あったとおり、岩瀬が使えなくなったので、ちょっと今、一時的に川俣とか使っているよとかという、そういうのはあるにせよ、何か、じゃ廃止するからちょっと頑張ってみるよ、ソフトのチームがもっと使うようにしようとか、そういった中の変化というのはあったか、使用の状況の変化に

ついてちょっとお聞きします。

○小林誠弥副委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 先ほども申し上げましたが、夜間照明が一番使用されていたのは岩瀬地区でございました。岩瀬公民館でお話を聞きましたら、上新郷や川俣のほうに分散しているということ、また、今後、夜間照明施設は岩瀬地区と中央公園、それと三田ヶ谷地区のグラウンドに設置をするということで、三田ヶ谷地区の利用者が5月以降増えているということがございます。

○田口さとる委員 以上です。ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。討論はございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時09分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

環境課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

環境課長。

○野口武士環境課長 環境課長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、同席職員を紹介させていただきます。

環境保全係長の武村でございます。

○武村雅子環境保全係長 武村です。よろしくお願いいたします。

○野口武士環境課長 恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、議案第56号 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、事業系一般廃棄物処理手数料について、年々増加するごみ処理経費への対応や適正な受益者負担の観点から改正するものでございます。併せて、用語の修正等、所要の文言を整理するものでございます。

お手数でございますが、タブレット端末に示しました議案書をご覧ください。

今回の改正の主な点は、お手元の画面に示しました別表1、第24条関係において、事業系一般廃棄物手数料の10キログラム120円を150円に改定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 こちらに関して、質疑のほうでもあったんですけども、周知の方法と、あと影響を受ける事業者への説明などはどのように行なってきたのか教えてください。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 関係者への周知の方法ということでお答えさせていただきます。

可決をいただければ、羽生市清掃センターの受付での金額改定の周知、あとは広報、市のホームページ等、併せまして関係者の商工会、観光協会、公共施設等への掲示等で周知を図っていく準備を考えております。

以上でございます。

付け加え、もう一つ、すみません。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 失礼しました。

商工会の会報にこちらの改定のチラシを添付しまして、お配りをお願いするという形で考えてございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 金額については、柳沢議員への質疑の答弁でもあったんですが、非常に安かった。県内の平均は200円を超えているけれども、近隣市に合わせて150円としたということだったんですが、こちらの値段については、関係者への理解といたしますか、そちらはどのように了解を得たのかといたしますか、審議会等そういうものも踏まえたのかちょっと教えてください。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 こちらの議案を上程する前に、羽生市廃棄物減量等推進審議会において諮問を図りまして、値上げの方向性について理解をいただき、今回、条例改正として、上程をさせていただいております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 会議でいろいろ意見とかもあったとは思いますが、私は基本的に賛成なんですけれども、具体的に多かった意見、金額の妥当性から了解する声が多かったのか、それともやっぱり困るといような声が多かったのか、何か気になる意見等あったら教えてください。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 審議会の中では、おおむね方向性については理解をいただきました。

ただ1点、周知については、しっかり行うようにと、意見をいただいております。

○斎藤万紀子委員 どうぞよろしく申し上げます。了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。討論ございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本委員会への付託事件の審議は全部終了しました。

この際、申し上げます。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会